

焼津漁協【新港】監視警備マニュアル



令和4年 7月17日作成 (株)日本セキュリティパトロール

☆漁協【新港】運送会社が遵守すべき事項

●積み荷がある状態で、トラックスケールを通過せずに新港から退場する事は絶対禁止。

※トラックスケールを通過しないで、1号売場出口より退場し、市内へ出庫する運搬車両は、警備員の所で停止し、荷台の確認を受ける。

●スケールを通過した車両は、4号売場出入口より退場可能

●積荷検査を拒否した車両については、会社名・車番を漁協組合に報告する。

●焼津漁協【新港】出入庫箇所及び監視警備員配置箇所



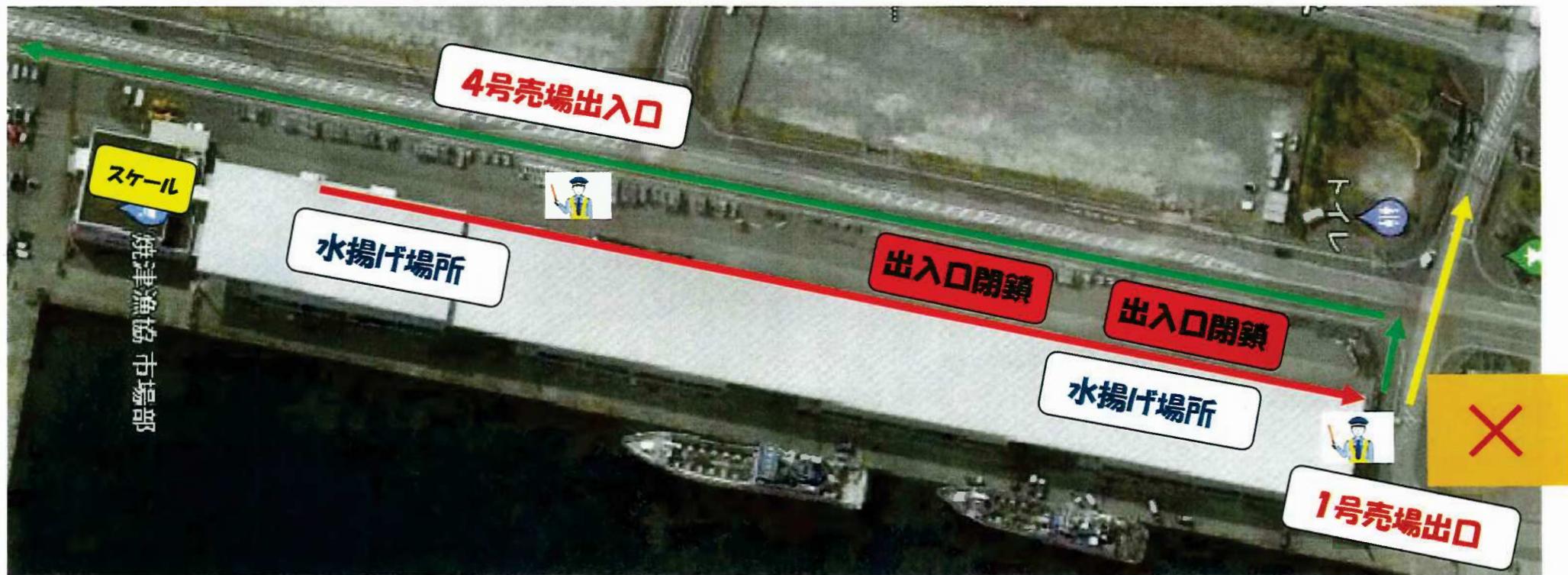
●新港場内



●水揚げ時は、トラックの出入口をスケール入口、4号売場前、1号売場（避難タワー前）のみとし、
それ以外は出入口閉鎖。

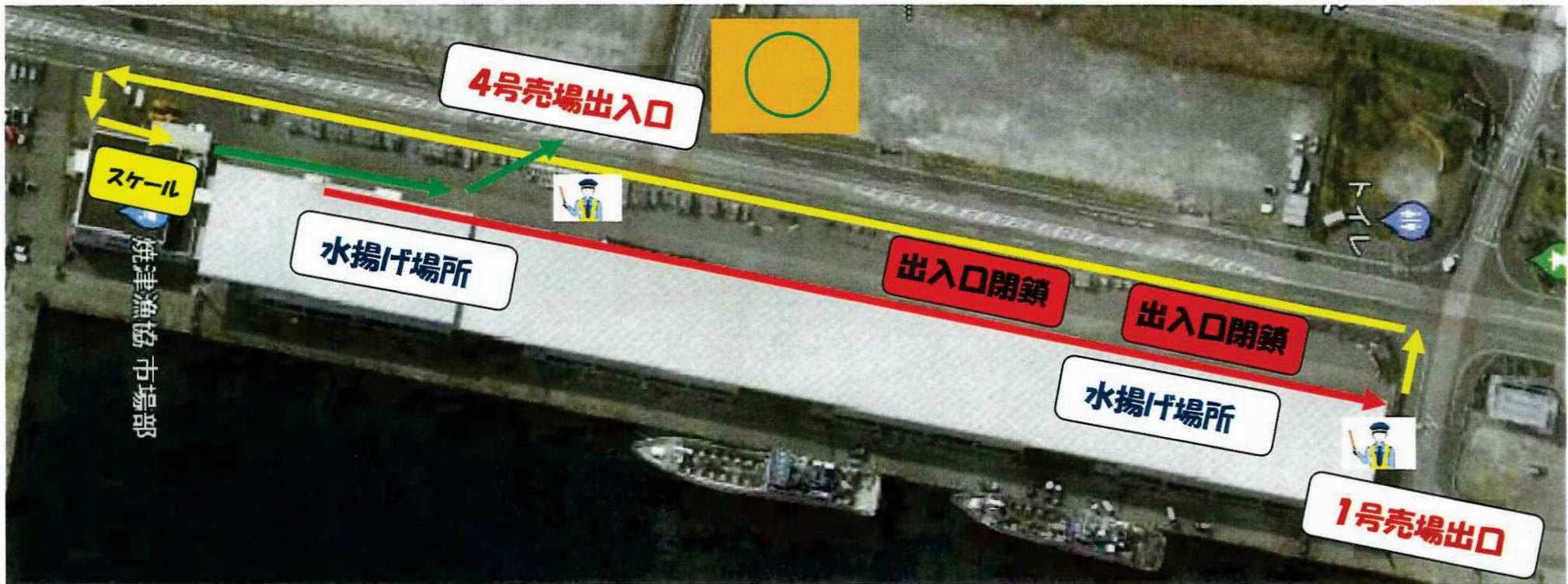
●水揚げ時は、トラックスケールから1号売場（避難タワー前）の出口まで、**一方通行**とする。
※但し、業者車両については、対象外とする。

●パターン① 【絶対行ってはいけない事】



●各売場で水揚げを行い、積荷がある状態でトラックスケールを通過せ
ずに、そのまま市内へ運搬しようとする行為は絶対禁止。

●パターン② 【スケールを通過する車両】



●各売場で水揚げを行い、トラックスケールを通過した運搬車両は4号売場より出庫可能。

●パターン③【スケールを通過しない車両】



●トラックスケールを通過せずに、市内へ出るトラック車両は1号売場出口の監視警備員の所で、運転手自ら停止し運転手が荷台を開け積荷状態の確認を受けた後、運転手が荷台を閉め退場。

●パターン④【新港冷蔵庫へ向かう運搬車両・フォークリフト】



●新港冷蔵庫へ向うフォークリフト運転者は、監視警備員に対して計量証明書
(ピンク用紙)を掲示し確認を受ける。

●禁止事項(秤り直し、積み直し時)



●秤り直し、積み直しがある場合、4号売場出入口付近にいる運搬トラックは、出口が近い理由で4号売場出入口から退場しようとするが**禁止**。

●トラックスケールに乗って退場する運搬トラック以外は、1号売場出口より退場する。
※但し、業者車両については対象外とする。

●計量証明書(ピンク用紙)掲示

【新港冷蔵庫へ向かうフォークリフト運転者】



計量証明書			
品名 サイズ	85番丸様 南から支那150		
買受人	下		
年月日 発行 番号	040406	時刻入 時刻出	09:33
船名	85番丸		
車番	1		
BOX	新A	300	本
総量	462kg		
風袋量	300kg		
実量	162kg		
主任 計量者	望月洋平	扱 者	藤野
使用計量器	電気抵抗線式はかり 3t/1kg		

- 1号売場出口にてフォークリフト運転者が監視警備員に、計量証明書(ピンク用紙)を掲示する。
掲示した際、警備員が【年月日を確認】及び余白欄の○△□()内の数字を確認します。